

種子生産体制整備増強事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 主要農作物種子条例に基づき、県は主要農作物の種子の生産及び普及に関する施策を計画的に推進し、必要な体制を整備することとしている。

種子は、病虫害等の被害粒や異物の混入がなく、発芽率が確保されている等の品位を確保する必要があるため、通常栽培に比べて手間がかかり、種子生産者の負担は大きい。優良品種の水稲種子を調製、供給している県内7か所の水稲種子センターは、平成5年から平成17年に建設されており、機械、機器、設備等の老朽化が進んでいる。

県は、種子生産者の負担を軽減し、課題に迅速に対処するため、機械設備の増強等の省力化、高性能化等のために、県内7か所の水稲種子センターの運営主体又は所有主体等が行う機械設備の増強等の事業に要する経費について、当該事業の実施主体に対し、予算の範囲内において、種子生産体制整備増強事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」と言う。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「水稲種子センターの運営主体」又は「水稲種子センターの所有主体」とは、以下のいずれかをいう。

- (1) 県内7か所の水稲種子センターを運営している水稲種子生産組合、又は農地所有適格法人
- (2) 県内7か所の水稲種子センターを所有している農業協同組合、又は農業協同組合の地区本部等

(交付対象)

第3 補助金の交付対象となる事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 事業を推進する体制が整備されており、水稲種子生産の継続した取組が見込まれること。
- (2) 本事業による機械・機器・設備等の更新又は導入により、水稲種子生産の効率化、省力化、省人化、低コスト化、高性能化、高精度化、高品質化等が図られること。

2 補助金の交付対象となる事業及び経費並びに補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりと

する。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 納税証明書（全ての県税 農業協同組合又は農地所有適格法人のみ）
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）及び役員等名簿
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。
- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合
 - (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
 - (3) 県税に未納がある者
- 5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

- 第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第4第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第4第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（遂行状況報告）

- 第6 規則第10条の報告は、別記様式第6号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

- 第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。
- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績報告書（別紙1）

(2) 納品書の写し

(3) その他知事が必要と認める書類

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助事業年度」という。）の2月28日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効果の増加した機械等（以下「財産」という）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した機械及び器具
- (2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するために特に必要と認めるもの

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第12 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第9号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第13 補助事業者は、第12の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第10号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第14 この補助金により設置, 又は導入された施設, 機械等には, 補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出)

第15 この要綱により知事に提出する書類は, 事業を所轄するみやぎ米推進課とする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか, 補助金の交付等に関して必要な事項については, 別に定める。

附 則

- 1 この要綱は, 令和2年5月27日から施行し, 令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は, 次年度以降の各年度において, 当該補助金に係る予算が成立した場合に, 当該補助金にも適用するものとする。

別表（第3関係）

種子生産体制整備増強事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業の名称	対象事業	補助対象経費	補助率	事業の重要な変更
種子生産体制整備増強事業	県内7か所の水稲種子センターにおける、効率化、省力化、省人化、低コスト化、高性能化、高精度化、高品質化等を目的とする、老朽化した機械・機器・設備等の更新や増強。	水稲種子の調製等に必要機械・機器・設備等の老朽化に伴う更新又は新規購入に係る経費。 ※設備等増強を伴わない修繕は対象外。	3/10 以内 ※ただし、1件あたりの補助金の上限を3,000千円とする。）	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとに30%を超える事業量又は事業費の増減 3 導入機械・機器・設備等の用途が異なるものへの変更

種子生産体制整備増強事業費補助金交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年度において、種子生産体制整備増強事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、種子生産体制整備増強事業費補助金 金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業に要する経費等

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助の対象となる経費 円
- (3) 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 納税証明書（農業協同組合又は農地所有適格法人のみ）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿
- (4) その他知事が必要と認める書類

※ 事業実施主体が農業協同組合、農地所有適格法人の場合にあっては、登記事項証明書の写しを添付する

※ 事業実施主体が水稻種子生産組合の場合にあっては、当該団体の組織及び運営に関する規約並びに構成員の農業経営改善計画認定書の写し又は農業生産法人化計画の写しを添付する

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
 当組織

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 添付書類：役員等名簿

別記様式第3号（第5の（1）関係）

種子生産体制整備増強事業計画変更承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました種子生産体制整備種子生産体制整備増強事業について、事業の内容（経費の配分）を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更後の事業計画書

（2）その他交付申請時に提出した書類のうち、変更があったもの

※ 関係書類は、別記様式第1号に準じて作成し、補助金の交付決定通知のあった事業の内容及び経費の配分と、変更しようとする事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるよう2段書き（変更前を上段に括弧書き）にすること。

別記様式第4号（第5の（2）関係）

種子生産体制整備増強事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました種子生産体制整備増強事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 今後の見通しと対策

別記様式第5号（第5の（3）関係）

種子生産体制整備増強事業遅延等報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました種子生産体制整備増強事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等に対する措置
- 4 補助事業の完了見込み

別記様式第6号（第6関係）

種子生産体制整備増強事業遂行状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました種子生産体制整備増強事業について、年 月 日現在の事業遂行状況を、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日までに完了した内容
- 2 事業実施完了予定年月日
- 3 事業完了の見込み

別記様式第7号（第7の（1）関係）

種子生産体制整備増強事業実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました種子生産体制整備増強事業について、年 月 日付けで完了しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業に要した経費等
(1) 補助事業に要した経費
(2) 補助の対象となる経費
(3) 補助金実績額

円
円
円

- 2 添付書類
(1) 事業実績報告書
(2) 納品書の写し
(3) その他知事が必要と認める書類

振込先

- 1 口座座：(金融機関名) 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇
2 口座名義人：〇〇〇〇〇

別記様式第8号（第9関係）

種子生産体制整備増強事業費補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で交付決定通知のありました，種子生産体制整備増強事業について，種子生産体制整備増強事業費補助金交付要綱第9の規定により，下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	金	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税額及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（記載注意）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても，単純に補助金10%相当額が消費税及び地方消費税仕入控除税額の対象額ではない。

別記様式第9号（第12関係）

種子生産体制整備増強事業財産処分承認申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
名称
代表者名 印

年 月 日付け宮城県（みや米）指令第 号で種子生産体制整備増強事業に係る補助事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること。）
- 4 処分の理由

別紙1（第4の3の（1）、第7の3の（1）関係）

種子生産体制整備増強事業 事業計画書（事業実績報告書）

1 事業実施主体の概要

名称		代表者氏名	
所在地			
構成員数			
連絡先	担当者役職・氏名： 電話： E-mail：	FAX：	

2 事業実施となる水稻種子センターを運営している水稻種子生産組合の概要

組合名		組合長 (代表者) 氏名	
水稻種子センターの住所、電話番号			
構成員数			
年齢構成	20代： 名, 30代： 名, 40代： 名, 50代： 名, 60代： 名, 70代以上： 名		

3 事業の内容

(1) 現状及び課題

(2) 事業の目的

(3) 事業実施により期待される効果（課題がどのように解決されるか）

※ 効率化, 省力化, 省人化, 低コスト化, 高性能化, 高精度化, 高品質化等について記載すること。(箇条書き可)

(4) 事業の実施時期（〇月までに更新・整備, 稼働状況確認後〇月頃事業完了予定, など）

4 事業計画

年度	水稻種子生産面積 (ha)	品種別内訳 (品種名：面積 (ha))			導入予定機械・機器・設備等の名称	新規又は更新
補助事業年度(導入前) (年度)						
補助事業年度の翌年度 (年度)						
2年後 (年度)						
3年後 (年度)						

5 機械・機器・設備等の導入計画（実績）

事業名	機械・機器・設備等名	型番，規格及び能力*	設置場所	事業費	負担区分			備考 （更新する機械・機器・設備の名称，型番，規格，能力，購入年次等）
					県補助金	市町村費	その他 ()	
計	—	—	—					—

※ 型番，規格及び能力には，型番と主な規格，能力等を記載すること。

6 機械・機器・設備等導入の根拠等（導入機械・機器・設備等の規格及び能力が，水稻種子センターの効率化，省力化，省人化，低コスト化等を図るのに応じたものである理由）

※事業計画書の提出にあつては，導入機械・機器・設備等のカタログ及び見積書を添付すること